

政令第 号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三の五第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の三第二項第十三号中「（法第百十七条の二第一項第一号に規定する酒に酔った状態であるものに限る。）」を削り、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（法第百十七条の四第一項第二号又は法第百十八条第一項第四号の罪に当たるものに限る。）

附 則

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

理 由

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等を自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為に加える必要があるからである。